

江戸期包金銀について

山口健次郎*

要　　旨

包金銀とは、江戸時代において一定額の金・銀貨を和紙で包封のうえ、額面や包封者の署名・封印を施した形態の貨幣をいう。包金銀は、表書きが大きな信用力をもって流通しており、原則として市中では開封して内容を検めることをしない点に特徴がある。包金銀は、既に17世紀前半から幕府権力を背景に、金座・銀座において作られていたが、17世紀末の元禄期ころからは、商工業の発達に伴って大口決済ニーズが高まり、大手両替商等によっても、その経済的信用力を背景に作られるようになった。江戸の両替商包の使用は、大坂において銀目手形と称される今日的な預金証書や小切手機能を有するものが使用されていたことと対照的であった。江戸の大手両替商は仲間を形成し、厳密な仲間相互間の取決めにしたがって包金銀を作り、包の信用力の維持に努めた。

包金銀の機能としては、①秤量貨幣であった銀貨の秤量手数の削減、②しばしば贋造や盗削の対象となった金銀貨を、一回の鑑定のみで包封してしまうことによる鑑定手数の削減、③領国貨幣や老朽・破損した金銀貨の排除や改鑄金銀貨の流通促進といった、正貨の利用に付随する取引コストの削減が挙げられる。このほか大坂では、正貨節約のため、商人間の取引に際して、両替商が正貨との兌換を確約したうえで銅を包んだ「通用金」が決済手段として使用されていた。

キーワード： 包金銀、信用通貨、後藤・常是、両替商
JEL CLASSIFICATION: N2

* 研究第3課(E-Mail: kenjiro@imes.boj.go.jp)

本論文を作成するに当たっては、新保博教授（中京大学）から有益なコメントを頂戴した。

目次

	ページ
はじめに	1
1. 包金銀の概要	3
(1) 包金・包銀のあらまし	3
(2) 包金銀の歴史	5
2. 包金銀の種類・形態	12
(1) 後藤包	13
(2) 常是包	15
(3) 銀座包	17
(4) 両替屋包	18
3. 包金銀の機能	25
(1) 秤量手数の削減	25
(2) 鑑定手数の削減	27
(3) 特定の金・銀貨の排除あるいは流通促進	29
(4) 大坂市場への「金建信用通貨」の供給	33
(5) 儀礼的意味合い	34
参考文献	36

(はじめに)

『サア金渡す手形戻せと。金取出し包を解かんとする所を。八右衛門押えてこりや待て。やい忠兵衛。よっぽどのたはけを尽せ。其の心を知ったる故異見をしても聞くまじと。廓の衆を頼んで此方から避けて貰うならば。根性も取直し人間にもなろうかと。男づくの念此だけ。五十両が惜しければ母御の前でいふわいやい。てんがうな手形を書き無筆の母御を宥めしが。是でも八右衛門が届かぬか。その金嵩も三百両手金のあろうやうもなし。定めて何處ぞの仕切金。其の金に疵をつけ。八右衛門したやうに薪水入では済むまいぞ。但し代りに首やるか上りつめる其の手間で。』

これは「封印切り」の場面で知られている、近松門左衛門作、浄瑠璃「冥土の飛脚」の一節である。大坂の金飛脚、亀屋忠兵衛が遊女梅川に入れ揚げ、身請けするために顧客から預かった為替金に手をつけようとするところを、友人の八右衛門が思い止まらせようとしている。忠兵衛は結局為替金三百両に手をつけ、最後には死罪となるが、近松は江戸中期、元禄の頃に実際に起こった事件を題材としてこの世話物を書き上げたと言われている。どのような事件であったのかはともかくとして、ここで扱われているのは当時の世相であり、こうした作品の中にも江戸期・貨幣経済の一端を窺うことができる。

当時、江戸一大坂の間に為替取引が発達していたことは良く知られているが、一方ではこの話にあるような、飛脚を使った現金送金も日常的に行われていた。金銀の高額現金は多くの場合、一定量まとめて紙で包封され、封印・署名・額面表示がなされたが、その包の封印を切ることはタブーとされていた。上記の「封印切り」の場面は、そのことを示している。「^{つつみきんぎん}包金銀」と呼ばれる金銀の包は、中身を調べることなく封印と表書きによってのみ流通するもので、貨幣形態としては他にあまり例をみない独特の形態である。以下本稿では包金銀の歴史・種類・形態・機能等について、制度的・経済的な背景を踏まえながら整理する。

本稿の構成ならびにその要点は概要以下の通りである。

まず第1章では、包金銀の主要な特徴及びその歴史的経緯等について整理する。包金銀には包金、包銀の2種があり、時代的な変遷はあったものの、前者は小判や二分金・一分金等の計数貨幣を一定単位包封し、後者は、丁銀・豆板銀といった秤量貨幣を一定重量包封した。幕府の包封は、包金については金座が、包銀については銀座がそれぞれ

行った。また、天正年間（16世紀末）から現れたと言われる両替商も遅くとも17世紀半ばまでに、包金銀を包封するようになった。大手両替商の包金銀は、その経済的な信用を背景として、両替商仲間内はもちろん、市中にも包封のまま流通した。こうした包金銀のうち、銀については18世紀後半、金貨本位制の成立を企図した幕府によって計数銀貨が鋳造され、包銀に占める計数銀包の割合が増し、秤量銀包を圧倒するようになっていった。一方、民間の包金銀も大手両替商のみでなく、中小両替商が自由に包封するようになり、漸次その額面も少額化、一般庶民にも使用されるようになっていった。

第2章では、包金銀の種類とその形態について説明する。包金銀には金座の後藤家（後述）が包封する包金（後藤包）、銀座の常是役所（後述）で包封される包銀（常是包）、常是とは別に銀座が計数銀貨を包封する包銀（銀座包）、民間の両替商が包封する包金銀（両替屋包）があった。前3種類の包金銀は、新鋳貨幣や幕府への上納金、幕府からの下賜金等が包封されていたのに対し、両替屋包は大手両替商（本両替）が仲間を形成して一定の規則に応じて包封したもの（仲間包、通包）と、それ以外の中小両替商（脇両替、錢両替）が包封したもの（町包）があった。現存している包金銀の資料の殆どは町包であり、後は常是包・仲間包が僅かに残っているだけで、後藤包は残っていない。

第3章では、包金銀に関する主に機能的な側面について考察する。幕府は、金・銀・銭の三貨制度を通貨制度の骨格として採用し、開府当初から包金銀を包封し始めた。包金銀は、金・銀貨を包封することによって秤量・鑑定手数を削減するとともに、通貨量を維持・増大させるために、老朽化・破損等を来たした金・銀貨や、貨幣品位が落とされ量目が減少した新金銀を包封するなどの機能を果たした。

1. 包金銀の概要

(1) 包金・包銀のあらまし

日本において貨幣制度が確立したのは江戸時代である。徳川幕府は天下統一後、貨幣鋳造・発行権の掌握を目指し、金・銀・銭のいわゆる三貨制度を確立した。金貨と銭貨が個数をもって価値を表す計数貨幣であったのに対し、銀貨は重量をもって価値を表す秤量貨幣であった。江戸・関東が金貨主体の「金遣い」の地であったのに対し、大坂・関西は銀貨主体の「銀遣い」、秤量銀が減少した18世紀以降は、銀の重量を価値尺度とする「銀目遣い」^(注1)の地であった。銭については、徳川幕府による寛永通宝の本格的な鋳造・流通が寛文年間（1660年代）まで遡れ込んだが、ここに三貨制度が成立することになる。

包金銀は、近世の貨幣史研究の上で使用される慣用的用語であり、包金ならびに包銀を総称した呼称である。このうち包金は、大判を除く金貨（小判・二分金・一分金・二朱金・一朱金）の一定額を和紙に包み込んだものである。金貨は計数貨幣であり、例えば五十両包であれば、小判50枚、二分金100枚あるいは一分金200枚をもって包とすることが可能であった。実際の包金には金二十五両包、五十両包、百両包があった。一方、包銀も銀貨（丁銀・豆板銀<小粒銀>）を紙に包み込んだものであるが、銀貨は秤量貨幣であるので銀貨の枚数ではなく一定の重量を包むことになる。包銀は500匁（約1,875g）のものが中心であるが、一部に儀礼用に使用される「枚包」というものもあり、これらは銀二枚包、五枚包等と呼ばれていた。もっともこれらは銀43匁（160g強）を「一枚」という重量単位で呼んだことに基づく特殊な用法であって、いわゆる計数貨幣として扱われたわけではない点注意を要する。なお、明和期（1772年）以降は銀貨にも計数貨幣が導入（但し丁銀・豆板銀も併行通用）され、銀二十両包、二十五両包、五十両包等が包封されている。

以上のような包金銀は、幕府の貨幣取扱事務を行う金座・銀座のほか、民間の両替商により調製された。包金銀は包封した調製者の名前、金額、包封日等を記して発行され、これらは調製者の名前を冠し、後藤包（金座）、常是包（銀座）、三井次郎右衛門包（次郎右衛門包）、鴻池善右衛門包（鴻善包）などと呼ばれた。後藤包や常是包は、金・銀地金から製造した金・銀貨の幕府への納入、諸大名等からの幕府への貢納、幕府から諸大名等への褒賞、新旧貨幣の交換等の場合に金座・銀座において調製された。幕府に上納された包金銀は幕府の諸払い等の支出に充てられたが、その場合

包金銀は包封されたままで出され、民間においても包封のままで転々と流通した。また両替商の包金銀（両替屋包）も必要に応じて調製され、包封者の信用力を背景に包封のまま流通した。

包金銀の主な特徴を列挙すると概ね以下の通りである。

①包金銀は広義の信用通貨であった。

・・・ 包金銀の中身は正貨である。しかし、実質的に額面割れを来しているような正貨（悪鑄金銀、破損・軽量金銀等）を意図的に包封し、額面通りに通用させているケースもみられている。また手形信用制度が発達した大坂と異なり、江戸では大口商取引決済は包でなされた。信用ある包は破損しない限り開封されず、包そのものが通貨と見做されていた。

②包金銀の開封には慎重を要した。

・・・ 包金銀は包封者の信用力を背景として流通していたため、開封した場合は改めて秤量、真贋鑑定等を行う必要が生じた。開封して金・銀貨の現物（裸金銀）として使用することは可能であったが、金座、銀座あるいは両替商に持参して開封依頼を行うなどの手続きを経ないと、贋金等が混入していた場合など、額面以下の正貨しか得られないというリスクを負うことになった。
包金銀の「封印切り」が商慣習上のタブーであったことはこの理由による。^(註2)

③包金銀は裸金銀以上に信用があった。

・・・ 金・銀貨には贋造や盗削の危険がつきまとった。また、古くなった貨幣は摩滅・破損し、一般受容性が低くなったり両替商等が実質価値から判定して相応の割引率で割り引くことがあった。その点包金銀は、金座・銀座・両替商の保証に基づくため、包封後かなり年数が経過したものでも、額面通り通用した。

④包金銀は額面が極めて高額で用途・使用者が限定された。

・・・ 江戸期を通じて庶民は多く銅（または鉄）錢を使用し、それも數文～數十文（元禄期<18世紀初め>に定められた公定相場では、錢400文が金1両に相当した）程度の少額取引が大半だった。また江戸中期以降、地方諸大名の多くが藩札（領内限り通用の紙幣）を発行したが、その額面も銀1～5匁程度（錢換算約70～300文）が多かった。それ故、金20～100両（錢換算約8万～40万文）や銀500匁（錢換算約3万3千文）等の包金銀は、専ら大口商取引の決済用や公金取扱の際に使用されたもので、およそ庶民の日常生活とは隔絶した大金だった。

(注1) 「金遣い」は文字通り、江戸においては主として金貨を利用したという意味である。これに対し大坂のいわゆる「銀目遣い」という用語には注意を要する。遠藤佐々喜は、「銀目」の語義を以下のように解釈している。「『銀目』といふ造語は、かの有名なる明治元年五月大阪に於け

る丁銀豆板銀通用停止の触が発せられた頃から主として用ひられるに至った……その触書には、『銀名』と『銀目』と両様にかいてある。恐らくは『銀名』が『銀目』に転訛したものであらう。『銀名』とは、丁銀豆板銀の銀をば、銀遣いの大坂に於て、銀を『名』丈けで通用して実貨の取引をしない（銀手形などにて）所謂空取引をしたことに対して言ふ。予の所謂『虚名銀』のことである」〔1、p. 53〕。江戸中期、計数銀貨が発行されて以来、大坂では秤量銀貨が払底した一方、銀の重量で商品価値を測る「銀目建て」の慣習は変化しなかったため、商取引は基本的に銀の重量で価値を表象する「銀目手形」によることとなり、秤量銀貨あるいは計数貨幣（金貨、金位の銀貨）は殆ど使用されなかつた。つまり「銀目遣い」とは、「秤量銀貨の価値表象（銀名＝銀目）を遣うこと」と解することができる。

(注2) 三井高維は「スペテ包金銀ノ封印切りノ姿リニナスベカラザルコトハ、世ニ名高キ近松ノ『冥途飛脚』（正徳元年三月上演）ニヨリテモ今ニ知ラルルトコロナリ」〔17、p. 163〕と記している。正貨の現送を扱う金飛脚は、江戸－大坂間の現送を6～8日間の急ぎの便で行う場合には包金銀ではなく「乱し金（筆者註：三井高維はこれを「包金ニアラザルバラバラノ金をイフナラン」と解釈している）ニテ被仰付可被下候」〔18、p. 732〕と、両替商に断っている。10日間で配達する場合にはこの断り書きはなく、包封のまま現送されていた。これは包金銀の包封破損によって被る民事責任を回避するための飛脚業者の自衛手段であったと考えられる。

(2) 包金銀の歴史

イ. 17世紀初頭から18世紀前半まで

制度としての包金銀の起源は慶長期（17世紀初）に遡ることができる。まず包銀については初代将軍・家康の意向によって包封されたとするのが通説であり、寛文年間（1663年）においては「^{（注3）}駿河包」と称する包銀が流通していた記録が残っている。^{（注4）}慶長11年から17年（1606～1612年）にかけて、家康の将軍職引退後の隠居地であった駿府で金・銀貨が鋳造されたが、このとき包封された包銀が地名に因んで駿河包と称されたものと思われる。この記録に基づけば、包銀は遅くとも1612年、実際にはそれ以前に包封されたと考えることが可能である。一方包金については、後藤包の包封開始時期を示す文献は現在のところ見つかっていない。

他方で民間両替商による包金銀の包封は、明暦3（1657）年まで遡ることができる。^{（注5）}近世両替商は天正年間（16世紀末）大坂の天王寺屋五兵衛に始まる

とされ、五兵衛は寛永5（1628）年に銀目手形を創始し、その後の大坂・信用取引隆盛の基を築いたとされる。^(注6)しかし両替屋包の開始に関する資料は見当たらず、江戸・大坂いずれの両替商が早くから包金銀を包封していたのかも今のところ不明である。ただ大坂・銀目手形発行の理由のひとつが、金銀貨幣鑑定・銀貨秤量の手数を削減することにあったという説に立てば、銀目手形の機能は後述（第3章）のように包金銀の機能と合致する。江戸では大坂とは対照的に、正貨での商取引が中心であった。そこで商取引の増大に応じ、正貨の鑑定・秤量手数削減のため、大坂の銀目手形に相当するものとして包金銀が包封され始めたと考えられる。

時代が下り、元禄年間（17世紀末～18世紀初）になると商業が振興し、それに伴って金融業者としての両替商の活動も活発化した。特に江戸の民間商取引には、後藤・常是包に加えて両替屋包が盛んに用いられるようになった。また、江戸・本両替のうちでも中核的な存在であった三井は、幕府への上納金包の包封業務も行いたいと要求するようになった。その背景としては、^(注7)

- ①元禄4（1691）年、幕府が江戸・本両替を公金為替制度（第2章参照）に参画させたこと、
- ②元禄8（1695）年、幕府成立後初の貨幣改鋳が実施され、新旧貨幣の交換事務を主に江戸・大坂の本両替が行ったこと（第2章参照）、
により本両替が公金を取扱うようになっていたことが挙げられる。

しかしこの三井の希望は実現しなかった。上納包金に関しては元禄10（1697）年、後藤包に限定されることになり、同12（1699）年それが更に徹底されて金貨での上納は後藤包で行うことが定まった。また上納包銀についても宝永4（1707）年に両替商サイドから、両替屋包での上納希望が出されたが、享保元（1716）年、こちらも常是包に限定することとされた。^(注8)

（注3） 「貨幣秘録」（佐藤治左衛門著、天保期）には「慶長以来銀ハ常是包ノ儘通用ス」「銀ヲ楮封ノ儘用イル事ハ神祖深キ徵旨オハシマシテノコトナリ、其事常是ガ譜帳ニ載リタリ」〔7、p. 402〕とある。

（注4） 江戸・本両替仲間定中、寛文3年（1663年）追加条項に「常是包五百目ニテ四分宛出目、駿河包並拾枚包有目通可取引事」〔17、p. 10〕とある。

（注5） 江戸両替商の正史ともいえる「両替年代記」の具体的事項の書き起こしは明暦3（1657）年の江戸大火（振袖火事）からである。「両替

年代記としての実録が明暦三年以後に初まる譯は、かの本両替仲間の大行事箱入の旧書類が、此歳を以て最も古きものとし、その以前のものは同年の大火に罹って鳥有に帰した」 [17、解題 p. 7]。このためそれ以前の規約の整備状況、包金銀の包封状況については断片的な情報が残されているにとどまっている。

- (注6) [6, p. 254] を参照。なお江戸での手形使用は、延宝年間（1670年代）が初めとされている。
- (注7) [6, p. 259] を参照。
- (注8) 江戸・三井両替店は町年寄に宛てて、元禄3・4両年、「包金銀の上納を三井次郎右衛門包で行いたい」 [20, p. 432] という内容の嘆願書を提出している。
- (注9) [20, pp. 435, 437, 458, 500] を参照。

四、18世紀前半から19世紀後半（幕末）まで

①元禄・宝永年代、幕府財政窮乏化を貨幣鑄造益^{（注10）}（出自）で補填しようという勘定奉行・荻原重秀の建言による金銀改鑄、②正徳・享保年代、将軍御用儒者・新井白石の施策に基づく金銀貨幣の品位を高める幣制復古、③元文年代、通貨収縮によるデフレを回避することを目的とした金銀改鑄、と17世紀末から18世紀前半にかけての約40年間、3つの異なった貨幣政策に基づく貨幣改鑄が行われた。この数次の改鑄によって金・銀相場は頻繁に変動し、それにつれ金・銀貨の両替・売買高が増大した。これにより莫大な両替手数料^{（注11）}（切貰）を獲得した大手両替商の資力は充実し、江戸・大坂経済における両替商の主導的地位が確立した（特に大坂信用制度の発達はこの時期の両替商の資力拡大によるところが大きい）。また、改鑄によって後藤包・常是包・両替屋包の重要性が増した。その理由は、第1に新旧金銀引替業務において後藤包・常是包、両替屋包が活用されたこと、第2に包金銀の持つ秤量手数・鑑定手数の削減、貨幣流通促進という機能がフル稼働することになったからであった。そして元文金銀の80年間に亘る長期間の通用は瑕つき軽量化した金銀を増加させ、包金銀の貨幣流通促進機能のニーズをいよいよ高めた（包金銀の機能については第3章を参照）。

江戸では、包金銀は大口商取引の決済資金として流通し、手形信用が高度に発達し、商取引における正貨の使用が大幅に減少した大坂と好対象をなした。

老中・田沼意次は明和9（1772）年、計数銀貨である明和南鎌二朱銀（南鎌は中国の古語で「美しい白銀の馬」転じて「良銀」の意）を発行した。発行の

意図は銀貨を金貨の補助貨幣とすることによって、開府以来の金銀貨複本位制を金貨本位制にすることにあった。この計数銀貨の発行以後秤量銀貨の流通量は減少し、やがて計数銀貨が銀貨の主流を占めるに至った。計数銀貨の包封については丁銀・豆板銀の包封に固執し、二朱銀発行に批判的であった大黒常是が包封を^(注12)固辞したため、銀座が鑄造・鑑定・包封を行うことになる。

この時期、経済の拡大、両替商の発達に伴う両替屋包の普及にはめざましいものがあった。両替商の数は江戸では元禄期に200軒程度だったものが、天明期（1780年代）に600軒余、安政期（1850年代）には650軒余に増加している。大坂でも安永期（1770年代）には350軒を数えた。そして18世紀後半頃より、江戸では本両替以外の有力両替商の包封した包金銀も市中に流通するようになっていった。それに伴い本両替仲間は19世紀初頭から仲間以外の有力両替商の包封する包金銀も審査の上仲間包に準ずるものとして認めるよう^(注13)になった。2世紀近くに亘って「仲間包のみ通用」の規則を遵守してきた江戸・本両替も、信用通貨需要の増大のなかで閉鎖的な規制の枠を緩和せざるを得なかつた。

19世紀半ばから後半にかけ、銭と金・銀貨との両替を専門とする小規模両替商（銭両替）も本両替の規制の範囲外で自由に包金銀を包封するようになり（「町包」）、こうした包が広く市中に流通するようになった。この背景には、幕府権威の低下に伴う禁令の不徹底と開国・対外貿易開始に伴う幣制の混乱があった。町包の額面は金5両以下、銀数匁以下と小口のものであった（仲間包、町包に限らず小口の包金銀を一般に^(注14)「端包」と称した）。銭両替は、幕末には大坂だけで千軒を越える数があつた。^(注15)

(注10) 「出目」とは「一般に余分または余剰なものをさすことば。江戸時代、貨幣改鑄で、打ち出した改鑄収益金をいった」[13, pp. 482～483]。改鑄にあたり金・銀貨の金銀含有量を減らして混ぜ物を多くすることにより、貨幣量を増加させることができる。增量した貨幣がすなわち「出目」であり、窮乏化した幕府はこれをそっくり御金蔵に納めたのである。なお、金貨の品位を低下させる場合、金座は金に代えて銀を増量した。その上で薬品を使用し、化学的に金貨表面の銀分を取り除いて良質金貨と同様の山吹色を保った（これを「色附け」あるいは「色揚げ」と称した）。

(注11) 近世両替商が現れた天正年間には秤量銀貨の重量は未だ不定であり、

金貨（定量、計数化が進んでいた）との両替に当たっては、両替商は銀を鉢あるいは鍼で必要重量だけ切断、計量した。このことから両替手料のことを後世に至るまで「切賃」と称した訳である。

- (注12) 明和9年8月、常是は次の書面を幕府宛て差し出している。「...式朱銀吹方（筆者註：精練のこと）、銀座江被仰付候間、出来之上、改方之儀者、定法之通相心得、委細銀座年寄江可申談段被仰渡、奉畏候、併南鎌銀之儀者、善惡共私方ニ而見分ケ候者無御座候間、定法之通相改、包極候儀者難仕候間、目方改計、私江被仰付被下候様仕度候...」[7, p. 359] また、別の文献では、「式朱判包ノ儀ハ、文銀（筆者註：元文丁銀のこと）ト違、於銀座致包候間、其通可相心得事」[17, p. 312] とある。
- (注13) 文化4（1807）年の江戸・本両替仲間の規定に以下の条項がある。「新規包金銀被差出仁有之候ハバ、一統相談ノ上、取遣可致相極候ハバ、古例ノ通一札取之可申候。尤封印ノ儘取遣ノ儀ハ不容易事ニ候ヘバ、能々入念可致相談事」[17, p. 407]。そしてその初めての適用が泉屋吉次郎包の取扱だった。「六月、三組ノ内、泉屋吉次郎殿金銀包ノ儘取引ノ儀被申入候。古来ヨリ極ノ外ハ不通シ始筈ニ候ヘ共、同人手広ニ包金銀モ多分出候由ニ付、相庭仲間ニモ寄合ノ上、粗承知ニテ当仲間へ申出候ニ付、已來同人包封ノ儘通用、同人ヨリ一札相庭仲間へ取置、播磨屋ニ預置ト云」[17, pp. 422 ~ 423]。その後、幕末までこの取扱いを受けた両替商（概ね10名弱で推移）は「金銀包封の儘通用仲間名前」[18, p. 332] として異動の都度、中小両替商に周知方徹底された。
- (注14) 例えば天保13（1842）年、幕府は以下の禁令を出している。「丁銀包両替の節欠立候趣候如何の事に候。向後は包み候両替屋共町所名前急度相記、都て無銘の包銀通用いたす間敷候。万一掛改欠立候はは包の名前を以て可申立、吟味の上厳重に可及沙汰間両替渡世の者へ不洩様可申聞候」[3, pp. 100 ~ 101]。
- (注15) [16, p. 23] を参照。

八. 明治初頭期

維新後もしばらくの間は、江戸時代の貨幣が大部分そのまま通用（但し丁銀・豆板銀は通用禁止）した。加えて新政府は、明治元（1868）年閏4月に貨幣司を設けて旧来の二分金、一分銀、一朱銀の新鋳造を続けた。明治2年2月に貨幣司が造幣寮に発展的に吸収された際に金座・銀座も廃止されたが、こうした中にあっても包金銀の制度はそのまま継続された。つまり金座・銀座に代わって金座跡地及び貿易港である横浜に「包座」^{（注16）}が設置され、旧金座は金局、旧銀座は銀局としてそれぞれ包座の一部局に縮小吸収された。包座では鑄造貨幣等の鑑定

が行われていたが、その旧幕時代的な呼称が忌避されたものか程なく貨幣改所と改称の上、東京・横浜以外に京都・大阪・兵庫・長崎等に設置された。^(注17) 金座・銀座廃止にも拘わらず包金銀の制度が引き継がれたのは、新貨の鋳貨材料として回収された旧貨幣の真贋を見分けるために、旧金座・銀座の鑑定ノウハウを活用する必要があったためである。当時、維新の混乱に乗じて贋貨がはびこり、特に明治貨幣司二分金などは贋造の被害が大きかった。明治2年1月には在留外国商人の陳情に基づいて、各国公使が取締まりの強化を新政府に迫った。この贋貨の横行はその後大きな外交問題にまで発展し、政府は一層贋貨取締まりを強化しなければならなかつた。なお政府が明治元年に発行した紙幣（太政官札=金札）についても贋造する者が多く、中には福岡藩のように城内に製造所を設け、数百名の職人を使って偽造する大掛かりなものもあり、政府は真贋鑑定の必要に迫られた。

包座は明治5（1872）年10月15日に廃止され、その業務は大蔵省令「第一国立銀行ヲシテ諸上納金銀楮幣包方ヲ為サシムル件」によって国立銀行に引継がれた。この省令を受けて第一国立銀行は、次の通り取扱伺を出納寮、紙幣寮に提出している。

——此度貨幣改所被廃止楮幣金銀改包等當銀行エ被仰付候ニ付テハ左ノ條々奉伺候（以下4条略） [11, p. 6] 。

一方、両替商による包金銀の包封も、明治初頭期にはなお活発に行われており、現存する包金銀の多くはこの時代のものである。例えば安田善次郎は、元治元（1864）年江戸・日本橋に錢屋を開業し、両替業務の他に包金銀も包封するようになった。奉公時代から養ってきた善次郎個人の金銀鑑定眼が優れていたため「安田屋善次郎包」の信用度は高く、包封作業は活況を呈した。^(注18)

政府や両替商による包金銀の包封は、明治4（1871）年に新貨条例が出され「円」表示の金・銀貨が発行されていくにつれて途絶し、包金銀の流通も旧金・銀貨の通用が停止された明治7年（1874年）頃には途絶えた。

(注16) 「世上通用金銀ノ中或ハ贋金アリテ困難スルモノアリト聞ク。因テ、今回金銀貨并金札ノ包座ヲ設ク。就テハ公納ハ言ヲ待タス、疑シキ金銀貨等ハ包座ニ致シ鑑定ヲ受ベシ」（政府布告・明治2年2月2日の条）
[2, p. 465]

- (注17) 「近来、悪金流布スト聞ク。因テ、検査ノタメ既ニ東京横浜ニオイテ建置セルゴトク、京都大坂兵庫長崎等ニオイテモ亦貨幣改所ヲ建置ス」
(政府布告・明治2年2月5日の条) [2, p. 466]
- (注18) 金銀包封業務の盛況ぶりを安田は次のように語っている。「其包みは（包み貯が）一箇二匁であります、之はナカナカ儲かった・・・多い時には日に三千両も五千両も包んで居た。・・・若い者が六人位控えて居まして之を封じる。・・・その方が錢の儲けよりも多くなって來た」 [15, p. 15]

2. 包金銀の種類・形態

包は、その表面に包封者名、金額、包封日等を記載して発行された。包は和紙で包封され、封印された。また、たとえば江戸・本両替仲間の仲間包が偽造防止のため、規則に則って包を少し横に切っていることにも窺われるよう^(注19)に、後藤・常是・銀座・大手両替商の包金銀は、慎重かつ規則的に包封された。包金銀のうち、特に二分金、二朱銀といった方形貨幣を包封したものは、その形状から俗に「切餅」と称された。

包金銀の包封者は大きく分けて、金座・銀座・両替商の三者があった。金座で包封された包金を後藤包という。銀座で包封された包銀には2種類あった。第1は常是包である。銀座内にあって、銀の精練・鑑定・包封を世襲してきた大黒屋（その役所を初代大黒屋・湯浅作兵衛常是の名を冠して常是役所と称した）は、丁銀・豆板銀の秤量銀貨を包銀に包封した。そこで、常是役所において大黒屋が包封した銀五百目包や銀何枚包を一般に常是包と呼んでいる。第2は銀座包（座包）である。前述の通り、江戸期後半に入った明和9年、幕府は新たに計数銀貨を導入した。常是が計数銀貨の鋳造・鑑定・包封作業を辞退したため、以後計数銀貨については銀座役人（銀座に常勤する一代限りの座人）が鋳造・包封することになった。これを銀座包という。

他方、両替屋包は江戸の大手両替商（本両替）が仲間を形成し、前述のように明暦年間（1650年代）までに、厳密な包封規約を設けて金銀を包封したものである。当初は本両替及びそれに準ずる大手両替商によって包封されてきた包金銀（両替屋包）も時代が下るにつれ、中小の両替商がかなり自由な形式で幅広く包封するようになっていった。特に幕末頃になると、小規模両替商は、金貨ならば5両以下、銀貨では数匁程度の少額の包金銀を盛んに包封するようになった。

(注19) 明暦3（1657）年以降の江戸・本両替仲間定書（本両替仲間間の規定）中の「両替中包金銀ノ儀判鑑取置引合、其上定ノ通、包ヲ横ニ切、念ヲ入改、互ニ取遣可仕事」[17, p. 8] という条項は「包の変造を防ぐ用意として、予め包の一部分を少し切り置く」[19, p. 190] ということを定めたものである。実際の現存資料には仲間包がなく、どのような形で横に切ったのかは残念ながら分からぬ。ただ、

- ・小判包取引の節、包を横ニ切り可申候。豎ニ切り申間敷候。
- ・銘々銀の包、隨分念ヲ入包可申候。向後目足り（筆者註：「目足り」は重量調整のために包銀に入れ込んだ豆板銀のこと）不抜ヶ様、少切り可申事 [18, p. 230] 。

という規定（後出・注26参照）によって、素人には分からない程度に仲間間の取決めに従った箇所に切れ目を入れたのだろうと僅かに推測で

きる程度である。

以下、各包についてやや詳しくみるとする。

(1) 後藤包

江戸期中、金貨の鑑定・極印打ちの業務に従事したのは後藤家であった。金座が金貨の製造工程を担当したのに対し、後藤家は金座から独立して極印、包封等、貨幣の成形・発行を担当した。後藤家は金座の長官を兼ね、職掌を世襲した。

後藤包は以下の場合に包封された。

イ. 新規鋳造貨幣

全国の金山で掘り出された金塊は、金貨に鋳造された後、後藤が後藤包として包封し、幕府御金蔵（金庫）に納めた。

ロ. 幕府への上納

(イ) 年貢米売却金

幕府は、天領（幕府直轄領）から米を現物で徴収の上、商都大坂で売却し、売却代金を江戸に現送した。金貨はすべて後藤包に包封された。

(ロ) 上納金、冥加金

幕府は不時の天災・火災の復興費用等のために諸国大名・商人から上納金を徴収した。また、商工業等に従事する業者に冥加金を賦課した（幕府御用商人である後藤家も例外でなかった）。冥加金は営業認可に対する献金的な性格を持つもので、一定税率がなく後藤包で納められた（銀貨での納付は原則的に行われなかつた）。

(ハ) 新旧貨幣の交換

元禄期（17世紀末）から幕末にかけ、たびたび金貨の改鋳が行われた。新金貨に交換された旧金貨は、一般両替商→大手両替商→後藤、の順序で包改め（内容を確認した上で再包封すること）が実施され、幕府御金蔵に納められた。

ハ. 幕府への献金、幕府からの下賜金

諸大名から幕府への献上金は、両替屋包での納入も認められていたが、実際は後藤に包封を依頼する場合が多かった。一方幕府から褒賞、贈答として大名、旗本に下賜される金は、後藤包に限られた。

後藤包がどのような仕様で包封したのかについては文献上明らかではない。現存する包金銀の資料の中にも後藤包は存在しない模様である。

(参考) 後藤家略史

後藤家は江戸期を通じ、世襲して金座長官・御金改役を勤めたが、幕末までに2回断絶している。

①後藤庄三郎家（11代存続）

初代後藤庄三郎は、豊臣秀吉政権下（16世紀末）、大坂で大判鋳造に携わっていた後藤徳乗の手代だった。文禄2（1593）年、家康の所領だった関東に赴き、主家の大判座・後藤家の養子となって後藤庄三郎と称したのが庄三郎家の始まりである。

庄三郎家は、11代で断絶した。文献によれば9代庄三郎は多額（一説には7万両）の公金を横領、幕府御金蔵の包金を引き出し、鉛、銅などを包封した偽包と差し替えた。これが11代庄三郎の時代に発覚、文化7（1810）年、9代庄三郎は死刑、11代庄三郎も連座して流罪（注20）になった（10代庄三郎は既に死亡していた）。

（注20） 文献では包金包封に不正があったので、11代庄三郎は流罪、9代庄三郎は「重い刑罰」を受け、代わって後藤三右衛門が金改役に就任したという記事がある[17, pp. 432～433]。また当時の著作から、「公金7万両の後藤包の中身が銅であつたことが文化4年に発覚、3年の調査の後に関係者の罰が決まった」という記述を紹介している。本文内容は『国史大辞典』中「後藤包」の項に依った。

②後藤三右衛門家（2代存続）

事件後、庄三郎家と親戚関係にある後藤三右衛門が代わって御金改役に任命された。2代三右衛門は天保4（1833）年、幕府に認められて庄三郎家と同じ家格と帯刀を許された。彼は老中水野忠邦を中心とした天保の改革の実施において、水野を強力に補佐した。しかし改革が失敗、水野が失脚した後の弘化2（1845）年、2代三右衛門は政治誹謗と驕奢を理由に突然処刑された。事件の背景には大判座・後藤家との間に金貨新鋳権を巡っての対立に端を発した確執があったという説があるが詳細は不明である。

（注21） [4, p. 210] を参照。

③後藤吉五郎（1代限り）

三右衛門家断絶後、大判座・後藤家の嫡子、後藤吉五郎が御金改役に任命された。後藤本家は金貨鋳造の実権を2世紀半ぶりに分家筋から取り戻した。しかしそれも1代限りで明治維新を迎える、明治2（1869）年の金座廃止に伴って御金改役も廃止された。吉五郎はその後新たに設置された貨幣改所にしばらく勤務したが、同所も3年後に廃止されたため退職した。

(2) 常是包

銀座で銀貨の精練、極印打ち、包封業務を行っていたのは大黒屋であった。大黒屋の常是役所で包封される包銀が常是包である。大黒屋は銀座役所の監督のもと、銀貨の精練・「大黒天」の極印打ち・包封を家職として世襲した。

常是包には前述の通り通常の包銀（「目方包」）と「枚包」があった。目方包は多くが重量が五百目だが、端銀包と言われる数匁～数十匁の銀貨も少額の売買取引のため包封された。^{（注22）}「枚包」は1枚=43匁を1単位として、「銀一枚」「銀式枚」等と記載の上包封され儀礼用に使用された。

常是包が包封されるケースは、後藤包のそれとほぼ同様だが、幕府への納税形態が後藤・金座の場合とは異なっていた。幕府が商工業者に課した税のうち、冥加金は献金的な性格を持ち、一定税率がなく、原則として金貨で納税されたことは既述の通りであるが、これとは別の税目として、運上金があった。運上金は、業務規模に応じて一定税率を賦課するもので、例えば銀座は幕府から銀貨鋳造業務を請け負う見返りとして、銀貨鋳造量に比例して一定率の運上銀を常是包に包封して幕府に納めた（17世紀初、慶長年間の税率は4.3%）。

なお、天明・寛政期（1787～1792年）の常是包について、包数の記録が残っている（下表参照）。明和9（1772）年に南鎌二朱銀が鋳造され、以後その包封はすべて銀座が請け負ったので、この時期、常是包の数は減少の一途を辿っている。

常是包の包封数の推移

	五百目包	端銀包	枚銀包
天明7年	包 16,880 (8,440.0)	貫 2,030	
8	12,379 (6,189.5)	2,819	
寛政元	8,175 (4,087.5)	2,486	
2	9,194 (4,597.0)	2,171	
3	8,670 (4,335.0)	1,721	
4	4,052 (2,026.0)	886	11,918
平均	9,892 (4,945.8)	2,019	6,376

（出典）『図録日本の貨幣』第3巻 P.321、『近世銀座の研究』P.141より作成

常是包を正式にどのように包封したかは比較的詳細な研究がある。^(注2,3) その主要点は以下の通りである。

- ① 包封は銀見役→掛役→包役→口張役→上書役→印判役→上当り役→立会役の順に行われる。但し業務を兼帶するのが普通で、実際には5人で包封した。
- ② 銀見役は受け取った上納銀等の内容を改め、掛役は規定の入目を加えて包役に手渡す。ここで入目とは幕府が包銀の中身をいくつかに分割して支払う際に分数貨幣が不足することのないよう、あらかじめ余分に豆板銀（通常五百目包に1匁、一枚包に0.2匁）を加えておくものである。
- ③ 包役は和紙（西之内紙）4枚を使用して銀貨を包封した。具体的には下包に2枚、中包に1枚、上包に1枚である。下包の裏には当日の銀見役・掛役の印を、上包の裏には包役の印を押印した。なお、包封和紙として使用される西之内紙は楮皮製の生灑紙で常陸国那珂郡西之内で産出された。
- ④ 口張役は包立てたものに口張（糊付け）を施した。
- ⑤ 上書役は包の表面に「銀五百目」「銀壹枚」「銀拾弐匁七分」等と包内容を記述し、上納者名を脇書きした上、裏面には「何月何日江戸極」と記した。
- ⑥ 印判役は口張り部分に「宝」印を割印（表6ヶ所、裏6ヶ所）。裏封印として毎日に並べて大黒常是の判、「江」の字にかけて大黒印、「極」の字に少しかけて実名の添印を押印し包印形と並べて立会後の印を押した（印判数は合計5つ）。
- ⑦ 上当役はもう一度重量を測り、立会役は包封全体について落印、書き損じ等がないかチェックした。

以上の形式を本行保有の現存資料と比較すると次の通りである。

常是銀五枚包…… 表面は中央に「銀五枚」と墨書されているのみ。側面や裏面などの封じ目に「宝」字の丸墨印14個、裏面には「大黒常是包」の墨印1個、常是印（大黒天像と宝字を組み合わせた楕円形墨印）1個が押印されている。また裏面に「丑二月廿五日」と墨書、概ね「常是包」の形式に合致している。

(注22) 三井高維は、「端包は匁以下で、何匁何分何厘何毛の重量のある豆板銀を包封したもの」[17, p.276]と記している。

(注23) [10, pp.132～137]を参照。

(参考) 大黒常是略史

大黒は湯浅家の屋号。初代の湯浅作兵衛常是は16世紀後半から泉州・堺にあった南鎌座という銀貨鋳造所の一員だった。南鎌座では諸地方銀山から出た銀塊から地方銀貨を鋳造し、極印打ちを行っていた。

慶長5(1600)年に政権を掌握した徳川家康は、翌年京都南郊の伏見に銀座を設立した。その際家康は、湯浅作兵衛が鋳造しその印として打たれた大黒天の極印のある銀貨を品質最優良と認めた。そこで作兵衛は家康に命じられて伏見銀座の銀精練職人となり、その際に大黒の屋号を家康から与えられ、以後大黒作兵衛常是を名乗ることになった。

慶長11(1606)年、家康の駿府隠居に伴い駿府銀座が設置された。駿府銀座の銀精練職人として常是の次男・長左衛門が就任した。

その後伏見銀座は京都に、駿府銀座は江戸に移動した。京都銀座には常是の長男・作右衛門が赴任、江戸銀座には次男・長左衛門がそのまま駿府から移動した。以後子孫は代々大黒作右衛門(京都)・大黒長左衛門(江戸)を襲名し、京都・江戸それぞれにおいて銀の精練・大黒天の極印打ち・銀貨の包封を家職として世襲した。

常是包はもともと無料で包封されていた。しかし収益増を企図した常是は寛政5(1793)年、有料化を定着させた(包封料は、やがて常是の収入の9割を占めるまでになった)。

寛政12年(1800年)、幕府は寛政の改革の一環として江戸銀座の幕府直轄を目論み、大規模な廃正を行った。^(注24)このとき8代大黒長左衛門は多額の借金を理由に他の銀座役人ともども罷免された。以後は京都常是の大黒作右衛門が江戸に下向、江戸・京都両銀座の常是役所の役職を兼當して幕末にいたった。明治2(1869)年、銀座は廃止され、先述の通り貨幣改所の銀局に縮小・再編された。大黒作右衛門は湯浅姓に戻り、3年後に貨幣改所が廃止されるまで銀局勤務を続けた。

(注24) 田谷博吉は、幕府はこの時の銀座廃正によって、50余人いた銀座人を全員罷免の上、幕府に直隸する役人21名を新規に任命、銀座は完全に幕府直轄となつたと記している[10, pp. 341 ~ 345] (なお、これと同時に京都・銀座は銀貨鋳造を停止させられた)。

(3) 銀座包

明和9(1772)年、計数銀貨が鋳造されて以来この銀貨の包封は常是ではなく銀座役所が行った。この包銀を「銀座包」という。

明和南鎌二朱銀の発行は、幕府の本格的な計数銀貨の流通意図を示している。この発行によって金を本位貨幣とし銀を補助貨幣とする金貨本位制が実質的に成立した。

南鎌二朱銀は、銀座役所が精練・鑑定・包封すべてを担当した。常是包も引き続き包

封されたが、計数銀貨の発行拡大に伴い次第に少量化していった（下表参照）。

文政・天保期の銀貨発行量

計数貨幣（通用期間）	秤量貨幣（通用期間）
文政南鐸二朱銀 (1824~1842年) 7,587千両	文政丁銀・豆板銀 (1820~1842年) 3,749千両(224,982貫)④
天保一分銀 (1837~1874年) 19,729千両	天保丁銀・豆板銀 (1837~1868年) 3,035千両(182,108貫)④

（出典）「旧貨幣鑄造高及年限表」（明治9年大蔵省通達乙第6号）

④ 1両=60匁として両に換算

銀座包がどのような仕様で包封されたかは文献上明らかでなく、現存資料も次の本行保有のもののほかは2点と少ない。

銀座一分銀二十五両包…… 中身は天保あるいは安政一分銀。表面中央に「壹分銀式拾五両」の墨印、右に「松平加賀守納」、左に「□□甚吉」と墨書、裏面上部に「銀座」の墨印、下部に「深口貞五郎」の墨印を押印。

（4）両替屋包

両替屋包は両替商が包封した包金銀である。このうち信用力の高い大手両替商（本両替）の包封したものを仲間包・通包と言った。

イ. 大坂の両替商

①十人両替

寛文元（1661）年、大坂町奉行は両替商の資力・人徳等を判断して大手両替商10人を選出した。十人両替は本両替以下市中の両替商を支配すると共に、本両替同様、金・銀の両替や預金・貸付、手形取扱等に従事した。

②本両替

十人両替の支配下にあって22組に分かれた。本両替商の数は、慶長年間・約200名→安永年間（1770年代）・約350名→幕末・約180名と推移した。大坂本両替は寛文元（1661）年に江戸よりやや遅れて仲間を組織し、両替業務の他に共同作業として、包金銀の包封や貨幣改鑄に伴う新旧金・銀貨の引替等を行った。

③銭両替（銭屋）

十人両替の支配を受けず、銭と金・銀貨との両替業務とともに、米屋等を兼営する者が多かった。零細資本の者が多く、幕末期には千軒にも達した。

四、江戸の両替商

①本両替

慶長年間から金座周辺地域を中心に発達した大資本の両替商が江戸・本両替である。その数は常時変動し、多い時は40軒、少ない時は三井1軒だけだった（三井は幕末まで一貫して江戸・本両替の中核的な存在だった）。元禄4（1691）年、幕府は公金為替制度（後述）を実施し、本両替はこの制度に組み込まれることになり、「御為替組」という組織に編成された。江戸の本両替は明暦3年以前に仲間を組織し、仲間の共同作業として上納金の鑑定・包金銀の包封・新旧金銀の引替等を行った。
（注25）

②脇両替

江戸における本両替以外の両替商の総称が脇両替である。本両替の支配を受けて直接町年寄の監督下に入った。

脇両替の数は18世紀初頭以来、安政期（1850年代）まで、600～660軒前後で推移した。本両替と同じく金・銀貨の両替をする者から、大坂の銭両替に相当する零細資本の者まで幅広かった。脇両替は地域・対象顧客ごとに仲間を形成した。

（注25） 文献には「本両替仲間（筆者註：江戸・本両替仲間のこと）全体としての公務は（一）諸御用金の包立、（二）上納金取立の節『金見』即ち金銀の鑑定、（三）金銀相場並銭相場の書上、（四）新古金銀の引替、（五）御用金の預り等を其主なるものとした」[19, p. 88]とある。このうち3項までが包金銀に関わるものである。因みに御用金の預りについては明和5（1768）年が初めて、明和7（1770）年からは相

当額の資金を利子付きで預けている。本両替は貸付運用益を上げるのに苦心した模様である。「(明和5年)十二月十五六日・・・神田上水取集金九百九拾式両三分ト銀式貫三百八拾匁六分九厘五毛、後藤・常是包の儘・・・御預ニ成、同二十九日返納と云々」[17, p. 300]。「(明和7年)八月十五日・・・御内密の御金千両余年壹割の利ニテ仲間中江預候様、尤右御金其内、御入用次第節々致上納、又秋ニ成千両も御預候由被申渡候・・・評議の上書面を以・・・年壹割ニテは慥成方へ貸付難成候間、年五分の御利足ニ被成下度・・・」[17, p. 306]。

ハ. 大手両替商（本両替）の包封

(イ) 御為替上納金・銀

元禄4（1691）年、幕府は公金為替（御金蔵為替）計画を実施した。天領からの租税として徴収された米は大坂に集積・換金され、定期的に江戸に現金輸送された。巨額の現金を護衛付きで再々現送することはコスト面での負担が大きく、是正すべき点としてクローズアップしてきたものと考えられる。幕府は、民間における現金の流れが公金の流れと反対であることに着目した。大坂に集積された大量の消費物資は、大消費都市・江戸に流入し、その支払い代金が大坂に現送されていた。公金の流れと民間資金の流れを組み合わせて現送の手数をなくそうという試みが公金為替計画だった。幕府は江戸・本両替12軒を計画に組み入れた。

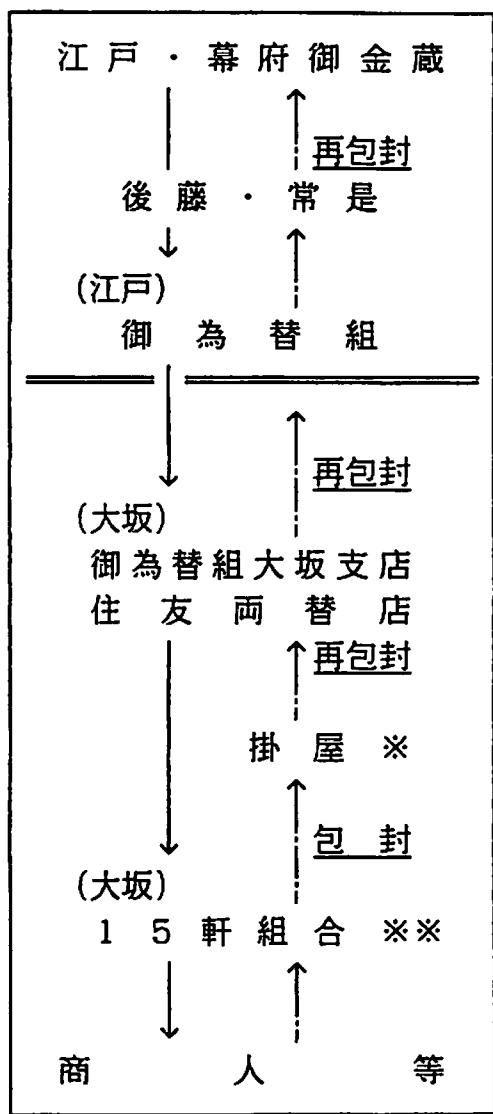
資金の流れは、概ね以下の通りである。

- ① 江戸商人は、従来は大坂に現送していた商品仕入代金（大部分が金貨）を江戸本両替に持ち込む。本両替はそれを金座・後藤に納め、後藤包に包改した上で江戸の幕府御金蔵に納める。
- ② 一方、幕府の大坂御金蔵は、従来、江戸に現送していた貢納米の売却金（大部分が銀貨）を江戸本両替・大坂支店に下げ渡す。江戸本両替・大坂支店はこれを江戸の商人に商品を売却した大坂の商人に渡す。
- ③ 幕府の取得税額と民間の商取引額はほぼ見合っており、両替商が適宜ネット調整した。

江戸での上納金貨は御為替組によって包金に包封され、金座・後藤役所に納付された。後藤はそれを後藤包に包封し直して幕府御金蔵に納めた。

(ロ) 古金銀上納包

元禄8（1695）年以降、幕末に至るまで、金・銀貨は度々改鑄された。その都度新旧貨幣の大規模な交換が実施されたが、交換の窓口となつたのは主に江戸・大坂の本両替だった。新旧貨幣交換の過程を、江戸・大坂間について図示すると以下の通りである。



江戸 ←
—— 新旧貨幣の現送
大坂 ↘

※ 幕府、諸藩の公的資金の出納を行なう商人。
大坂十人両替の鴻池善右衛門等2名。
(なお、鴻池らは、15軒組合の一員でもあった)。

※※文政期の改鑄時（1818年以降）から、
新旧貨幣の交換円滑を企図して、大坂・十人
両替中4名、本両替5名、その他両替商6名
で編成された。

—— 新貨幣の現送ルート
- - - 旧貨幣の現送ルート

(ハ) 仲間包（通包）

仲間包とは、江戸・大坂それぞれの本両替仲間の間で通用した包金銀のことである。本両替は預金等を包封・署名した上で、当初は仲間間の資金融通を行っていたが、そのうち包の信用力によって市中にも流通していったとみられる。

仲間包の特徴は以下の通りである。

- ① 包封方法を仲間間で詳細に統一、規格化している。^(注26)
- ② 仲間の間で通用する包金銀を仲間包に限定し、他の包金銀は原則として排除している（前出・注13参照）。
- ③ 仲間包の中味が、破損（割れ、折れ、錆び）した金銀で、再取引が必要になつても、その都度問題にはせず年2回の差額決済で一括処理を行つている。^(注27)

(注26) 明暦3(1657)年以降のものについて知られている江戸・本両替仲間定書は基本条文全26条から成立しており、その後必要に応じて幕末に至るまで適宜追加条項を設けているが基本条文には変更を加えられていない。また「覚」として逐次包金銀等に関する注意事項が回覧されている。基本条文のうち第13・22・23条が包金銀に関するものである。このうち第13条については前出・注に既述したが以下にも一度掲げると、

- 一. 両替中包金銀ノ儀判鑑取置引合、其上定ノ通、包ヲ横ニ切、念ヲ入改、互ニ取遣可仕事。
 - 一. 包銀目相不同無之様懸出し可申事。
 - 一. 包金印判並銀極印、弥念を入打出し可申事 [17, pp. 8 ~9]。
- また包金銀に関する「覚」の例としては以下のようなものがある。
- ・元禄12(1699)年9月「覚」
 - 一. 包小判二大切又は包直シと書付在之候。向後右の書付仕間敷事 [18, p. 230]。
 - ・元禄13(1700)年8月「覚」
 - 一. 小判包取引の節、包を横ニ切り可申候。豎ニ切り申間敷候。
 - 一. 銘々銀の包、随分念ヲ入包可申候。向後目足り不抜ケ様、少切り可申事。
 - 一. 金銀の包損候歟又は封印不分明候ハバ、早速包直し可申事。
 - 一. 向後小判の小包、三拾両包・五拾両包・百両包三通りニいたし取引可申候。尤小包寄せ合壹包ニ致申間敷事 [18, p. 230]。

仲間中の定めは仲間定書だけでなく「相庭仲間規定」があった（本両替は相庭仲間を形成して日々金銀相場を立てていた）。文化4(1807)年の相庭仲間規定には、第1章で掲げた、仲間以外の両替屋包の通用についての条項がある。

- 一. 新規包金銀被差出仁有之候ハバ、一統相談ノ上、取遣可致相極候ハバ、古例ノ通一札取之可申候。尤封印ノ儘取遣ノ儀ハ不容易事ニ候ヘバ、能々入念可致相談事」 [17, p. 407]

なお、享和2(1802)年には相庭仲間規定遵守の算段が練られて

いる。

「二月、相庭仲間規定前々雖取極、近年猥ニ成候間、改て捷書
吉田屋忠左衛門二階江張出し、通包の面々へ廻状差出スト云」
[17, p. 407]

(注27) 前注22中の文化4年相庭仲間規定の第5条には「分銀差引毎年正月
・七月、廿四日ニ引合、廿五日ニ取引可致事」[17, p. 407]とあり、
その註として「享和二年（筆者註：1802年）通包の向江廻状ニハ、
古来より包金銀御差出の御方、毎年正月・七月廿五日限、両替町向々
江歩銀並ニ缺銀等御尋、御勘定可被成候。前々取極有之候へ共、近年御
心得違の御方も有之候。若違背の御方は包金銀共不通用可仕事ト云々」
[17, p. 407]という説明が付されている。

二、脇両替・錢屋等の包封

脇両替・錢屋は格別の取決めなく自由裁量で包金銀を包封した。これを「町
包」と称するが、包封者数や包数が多かったことから、現存している包金銀の
殆どはこの「町包」である。

江戸・本両替の仲間包については既述の「両替仲間定書」等に詳細にその様式を定
めているが、包封の仕様については文献上は不明である。しかし両替屋包の現存資料
は比較的豊富であり、それらを調べることによって包封形態を知ることができる（但
しこれらは殆どが仲間包でない一般の町包なので必ずしも包封に一定の規則がなかっ
たようである）。本行保有の資料のうち、主なものは次の通りである。

保字小判五拾両包…… 天保小判50枚の包金で小判包としてはおそらくわが国
唯一のものと思われる。表面右上に保字〔天保小判〕、
中央に小判五拾両と墨書、その左に両替屋の改印（負枝
改）。右側面の包封のところに上記両替屋の印がある。

二分金百両包………… 表には右側に極改正巾上々、中央部に弐歩判百両包と記
しており、左肩に両替屋（解読不能）の印を押している。
また角下部に朱印の「合」印を3ヶ所に押印。裏面は上下
からの端末を結び付けて上下に屋号印を押してある。包金
中の二分金は1個当たりの重量が0.8匁となる。したがつ
て内容は万延二分金と推定される。

銀五百目包………… 表面中央に「銀五百目」、その横に施封者「辰巳屋久左
衛門包」と墨書されている。表面の肩及び封じ目7ヶ所に

扇の地紙型の墨印（文字は3字書かれている。歩源までは判読できるがあと1字については不明）が押印されている。辰巳屋は両替屋と思われる。銀貨の鋳造年代は解らないが、封の上からの感触では丁銀12個が封じられており豆板銀はない模様である。

3. 包金銀の機能

包金銀は、その発生の経緯からもわかるように、秤量貨幣である銀貨については秤量手数の削減という機能を有しているほか、金・銀貨いずれについても、その真偽鑑定の手数を削減する機能をもっている。正貨を包み、その表書の信用で流通させるという特徴をもった包金銀は、こうした本来的な機能に加え、金・銀貨の発行・流通管理の手段としての機能を果たすようになってくる。

以下では、これらの機能について整理し、「通用金」あるいは「儀礼用貨幣」としての役割についても触ることとする。

(1) 秤量手数の削減

銀貨は江戸時代を通じ秤量貨幣として存続した。明和9（1772）年以降の計数銀貨発行によって、実質的に銀貨が金貨の補助貨幣的機能を担うようになった後も、大黒常是は幕末まで秤量銀貨の精練・包封を継続した。江戸期の三貨制度の中で、銀貨だけが秤量貨幣としてスタートした理由としては次の2点が考えられる。

第1は、大坂では室町時代から江戸初期にかけ、東アジア諸国や東アジアに進出してきた欧州諸国との交易を銀建てで行っていたこともある、慣行として商取引には金貨でなく銀貨が使用され、商品の価値尺度もすべて銀貨の重量で表されたこと^{（注28）}である。大坂は豊臣秀吉の政治・経済の拠点となって以来商業が興隆し、江戸期に入っても全国物産の集積・分散の地としてその経済的地位をますます高めていった。大坂・関西の銀目遣いの習慣を追認する形で、幕府は幣制確立期において銀貨については秤量貨幣を導入したものだろう。

第2に、鎖国中も我が国の貿易相手国であり続けた中国が、一貫して秤量銀貨を貨幣の中軸に据えていたことである。幕府による一元的な管理統制貿易の下で中国貿易を支障なく進めるためには、わが国でも幕府が公的に認可した秤量銀貨を対中貿易用として残しておく必要があった。

秤量貨幣が流通するためには、秤量の信用性が第一義的に重要であり、銀貨秤量用の秤や秤の所有者は、幕府によって厳重に管理統制されていた。^{（注29）}しかし経済の発展に伴って貨幣流通速度・回転率が増し、貨幣秤量ニーズが増大していく趨勢にあって、秤量の制限的管理が限界を迎えることは当然であった。包銀はこの秤量貨幣の矛盾を

克服する機能を持った。常是包や仲間包等信用力のある包銀は、一度包封されると以後秤量手数が不要になった。常是や両替商の信用力が銀貨秤量の手数を削減し、また同時に秤量不要化ニーズの高まりがこれら包銀の信用力を一層増幅させたと考えることができる。

但し第1章でも多少触れたように、大坂では秤量手数の削減及び次に述べる鑑定手数の削減策として秤量銀の価値表象である銀目手形を創出したことに注目する必要がある。大坂・本両替を中心とし、銀目手形を信用通貨とした信用制度の発達は大坂商人の商取引から正貨を排除する方向に向かった。18世紀後半、幕府が金貨本位制の確立に成功したことには、銀目遣いの地である大坂の商取引において、もはや正貨はごく補助的な機能しか果たさなくなつており格別混乱を来すこともなくなっていたことも寄与したことともできよう。

(注28) 寛政期から文化期(18世紀末～19世紀初)にかけて執筆された「三貨図彙」は、江戸・金遣いと大坂・銀遣いのいわれについて次のように記している。幕府に対する追従を別にすれば概ね妥当な見解だろう。「東西国々貨物ノ交易ニ、金銀ノ取扱ヒ一列ナラヌヲ、謹デ考フレバ、凡ソ黄金ノ質ハ堅剛美ニシテ、又柔ニ屈折其意ニ隨ヒテ、枝柳ノ如ク、万世其色無変更、君子ノ徳ニ比シテ至テ貴シ、是又恐レ多クモ神君ノ徳ニビス、依之当御世慶長年ニ至リテ黄金ノ出シコト、上古ニ万倍シテ天下財用豊カナリ、斯ク大徳ノ黄金ナル故是ヲ貴重シ、諸貨物金ヲ表ニシテ、諸相庭ハ貨物ノ方ヨリ高下シ、両ニ何程ト立ルコト、慶長年神君、関東ニシテ交易ノ道ヲ開キ玉ヒシ、天下一統根本ノ土地ユエ、今以テ関東ハ金ヲ貴重ス、又タ天平年ニ本邦初メテ奥州ヨリ黄金ヲ出シ、御世榮エント、吾妻ナルト云ヘル如ク、黄金ハ東方ヨリ初メテ出現セル由縁アリテ、天然ト関東ハ金ヲ貴重スナラン、凡ソ銀ノ質ハ、堅脆ニシテ、折レ曲リ金ト不同、其色モ又年ヲ経テ変更シ、黒錆ヲ生ズ、試ニ火ニ投ズルニ、金ハ質柔ナレドモ、輒ク鎔化セズ、銀ハ質堅ケレドモ、蕩ケヤスク、又金銀方寸ニシテ、量目大ニ輕重アリ、是銀ハ金ニ及バザルイハレ也、京都中世足利殿ノ世ト成リ、次第二王道モ衰ヘ、名ノミニテ威力ナク、毛利・大内等ヨリ扶助ヲ得テ、御即位ノ式ヲ行ハル程ノコトニテ、其砌ヨリ自然ト銀ハ西国ヨリ京へ入込み、諸物モ銀錢ノ定メニ成リシ也、天正・慶長ニ至リテモ、三好・赤松等ノ余類皆入洛シ、制スル者モ無之、市民トイヘドモ、君父ヲ恐レズ、利欲ヲ恣ニセル風俗ト成リ、利ヲ專トシ、信義薄情ニシテ、慶長ニ到リテモ、益市民利欲ヲ構ヘ、銀ヲ貴ミ、交易ノ貨物モ其品類ヲ表ニシテ、一石何程ト、相庭ハ銀錢ノ方ヨリ立ル様ニ成タル也、天武二年、本邦銀始テ対馬ヨリ出現シ、其後伊予・但馬・備前・石見・攝州等、専ラ西国筋ヨリ銀出ルヲ以テ、後世毛利・大内・三好始メ、西国ノ輩入京ノ節、皆銀ヲ以テ貨物交易ス

ルニヨリ、自然ト銀ヲ京畿内・西国貴重スル様ニナリテ、銀銭ノミノ通用ニ偏リシナリ。右ニ述ル如ク、諸物交易金銀通用ノ法、東西一列ナラヌハ、此謂レニテ、天然自然ノコトニシテ、今奈何トモナシ難シ」 [9、pp. 299～300]。

(注29) 承応2(1653)年、全国の秤は江戸秤座(甲斐出身の守随氏が管轄)と京秤座(京の神氏が管轄)が製作する制度が確立した[12、pp. 305～306]。また享保3年(1718年)には江戸の両替商を600人に制限した以下の触書が出されたが、不要な天秤は取り上げるよう命じている。「町中両替屋の儀、吟味の上、此度書出候両替屋六百人に相極候間此外の両替屋は、天秤、名主共方へ取上げ、一切両替商売為致申間鋪候。若、於相背は、本人曲事ニ申付、家主・五人組・名主迄、可為越度候」[14、p. 612]。

(2) 鑑定手数の削減

金・銀貨は常に、贋造・盜削・摩滅・変質等のリスクに晒されている。特に計数貨幣である金貨ではとりわけ人為的な贋造・盜削等のリスクが大きかった。^(注30) 金・銀貨の鑑定は貨幣鋳造権を有する幕府にとっても、金・銀貨の両替を業務としている両替商にとっても極めて重要であったが、同時に多大の時間とコストのかかる^(注31)作業であった。後藤の包封の際、または両替商の店頭における金銀交換の際の鑑定負担は許容範囲にあるとしても、一般的の商取引の決済時毎に鑑定を行うことは非効率であったと思われる。包金銀という貨幣形態は、こうした決済時の鑑定手数を大幅に軽減し、経済効率を高める効果を持った。

金・銀貨を覆う包に対する鑑定としては、包紙の素材・署名の筆跡・封印・包封方法等いくつかのチェック・ポイントが挙げられる。これは、貨幣そのものの鑑定よりも情報量が多い上、規約に則った包封がされているので鑑定は簡便かつ迅速に行うことができた。金・銀貨そのものについては、商人は両替商や金座・銀座に鑑定を依頼しなければならず、手数料(切貯)を請求されたり手続きが煩雑であったりしたが、後藤包・常是包・銀座包・仲間包であれば安心して受払いすることができた。包金銀の鑑定は比較的容易で真贋の区別はつきやすかったが、なにしろ大金であり贋造利益が大きいことから包贋造事件もしばしば起こっている。^(注32)

(注30) 貨幣悪鋳の際に貨幣が贋造されることについては「三貨図彙」に次の記述がある。「殊ニ慶長ノ金銀ハ、位至ッテ上品ニシテ、又今ノ如ク細工巧ミナラザル故贋物モナシ、偽作ハ元祿以来金銀ノ位アシキト、細工

ノタクミニ成タルヨリ、世ニ罪人モ出デ来ルヤウニナリタリ・・・」
〔9、p. 281〕。

また参考までに次の挿話を挙げておく。貨幣改悪と贋造の関係を窺うことができるだろう。「昔ノコトニテヤ有ケン（或曰文政四年＜筆者註：文政4年は1821年。文政2年、元文以来約80年ぶりに金・銀貨悪鑄が実施されている＞）、重職ノ建言シテ、通貨ヲ改鑄アリシトキ、金銀ノ位、元貨ヨリ劣リタルナド、サマザマ世ニ浮言アリシガ、ツヒニ贋貨ヲ造リシモノ出来テ追捕セラレキ、鞠問ノ後罪極リ、ソノ者ヲ馬ニノセ、法場ニ赴キ、刑行ハルベキ路次ニテ高声ニ、似セ金ヲ作り出セシ御仕置アラバ、我々ヨリモ屹トシタル、二本道具ノ御役人コソ罪ハ重カルベシト罵リシニ、満路ノ行人、一哄ニ笑ヒケリ、付従ヘル町与力同心共、忌避ニ触ルヲ恐レテ、叱レドモ更ニ用イズシテ、我等ハモハヤ死スルナレバ、何デフ世ニ憚ルコトアルベキヤトテ、幾度トモナク罵リシニ、与力等モ、セン方ナク黙セリトゾ」〔7、p. 409〕。

- (注31) 貨幣そのものの鑑定として中世以来使用してきたのは試金石だった。試金石と貨幣を摩擦させてできる条痕を基準となる金の条痕と比較することによって、肉眼で貨幣純度を測定したのである。以下は、豊臣政権の頃は金・銀鑑定手数がかかったこと、また両替商が行う金・銀鑑定は経済振興にマイナスであるという見解を示した2文献である。「太閤の御時まで、沙金、暮石金、外し金、国々より京へ持ち登り、銀子にかへ申候に、両替師ども、黒き石に金をすり付け、其色を見て、南鎌替と直段不同に申候まま、殊の外手間入り、諸人迷惑仕候云々」〔14、p. 629〕。「当時（筆者註：享保年間）如何様ノコトヲシテ、世界ヲバ賑スペキト工夫スルニ、錢ヲ鑄ルニ若ハ無シ、総ジテ金銀ヲ金付石ニテ試テ、位ノ善ナド云ハ、両替屋杯ノ云コトニテ、大ニ愚ナルコト也・・・」〔8、p. 79〕。
- (注32) 大黒常是は寛延2（1749）年、幕府に対し以下の陳情をしている。「町方取沙汰に承候者、私包銀之封印を似せ候包銀を封の儘買取候両替屋有之、則買取候似せ包銀者、両御番所江上り有之候よし承及申候、依之奉願候者、町沙汰之通、実証之儀ニも御座候ハバ、右之似せ包銀、私方改役之者、為心得見せ置申度奉存候間、可罷成御儀ニ御座候ハバ、御見せ被成下候様致度奉願候」〔7、p. 186〕。贋造常是包の記事は文化7（1810）年にもあるが、幕末に入ると贋造の頻度が増している。例えば安政6（1859）年、江戸町奉行は両替商に対して以下の通り達している。「此節似せ丁銀両替に罷越し候者有之候間、銀座包・両替屋包両替に罷越し候者有之候ハバ、得と相改、似せ丁銀持參の者御座候ハバ両替致遣し、其者不心付様跡ヲ付、人相等見届置、不響様宿所等突留、拙者共の内岡田源兵衛方へ早々可申出、精々念入可被申達候、此段相違候、以上」〔18、p. 419〕。

(3) 特定の金・銀貨の排除あるいは流通促進

イ. 領国貨幣の排除と幕府貨幣の流通促進

江戸初期、慶長金銀が幕府の定める全国一統の正貨として鋳造された後においても、全国各地においては依然諸大名の領国貨幣が流通していた。そのうち金貨は寛文年間（1660年代）までに幕府の慶長金に統一されたが、銀貨は^{（注33）}17世紀末の時点でもなお領国貨幣が残存していた。幕府は強制的にそれら領国銀貨を集めて慶長銀に新鋳したが、常是包に包封する銀貨を慶長銀に限定して領国銀貨を貨幣経済の場から排除することも行った。常是包は秤量・鑑定手数が不要であった上、幕府による信用保証が行われていたため諸大名領国においても一般受容性を持ち得た。こうして常是包に包封された慶長銀は漸次流通エリアを拡大し、領国銀の流通圏は次第に縮小し、元禄年間には地方においても慶長銀の使用が常態化するに至った。

（注33） 領国貨幣のうちでも江戸期を通じて鋳造・流通した特殊な金貨として、16世紀後半、武田信玄によって始まったとされる「甲州金」がある。武田氏の幣制は徳川家康が幕府幣制を立てるに当たってその多くを参考にしたことで窺われるよう、よく整備されていたことが知られている。それも一因となってか、甲州金は元禄8（1695）年～宝永3（1706）年の短期的な通用禁止期間を例外として幕府鋳造の金貨と並行して幕末まで存在した〔6,p.185〕。

ロ. 摩滅・変質等をきたした金・銀貨流通の防止

貨幣が長期間にわたり市中を流通するときには自然摩滅や変質が不可避であった。特に金貨は、高い価値を付された計数貨幣であったため、やすり等によって貨幣の辺縁部分を削り取られたり、複数の金貨を袋に入れて振り、金貨同士の摩擦を生じさせることで金屑を取られたり、その他種々の方法によって盗削された。幕府は正貨の権威を損なうことのないよう、早くから後藤や常是に、包封の際には厳格な品質・重量鑑定を行わせ、これら金・銀貨の流通を防止しようとしました。

後藤や常是の厳格な金・銀鑑定作業はそれを代々の家職としていたこともあり基本的に江戸期を通じて変わることがなかったが、その鑑定姿勢が幕府の意向に完全に添っていたのは、概ね江戸期前半の約1世紀、慶長金銀が鋳造されていた時期までとみられる。この時期には商業はまだ十分に発達せず、幕府は通貨流通

量にことさら意を払う必要がなかった。経済政策的な発想は為政者ではなく、基本的に領土からの米収入の増大に腐心していれば事足りた。幕府・大名は農本主義思想に支えられて商業資本、ひいては貨幣との関わりを回避した（貨幣は米を他の必要物資に交換するための一時的な媒介手段程度にしか理解されていなかったと思われる）。したがって包金銀がその信用通貨としての本領を發揮するのは、幕府・大名が商業資本に深く関わっていく概ね18世紀以降のことである。

(注34) 正徳5(1715)年、正徳金が鋳造されていた頃であるが、江戸・本両替は以下の書付を後藤に提出した。上納金として両替商が差し出した両替屋包は、後藤が御金蔵に納入するために鑑定の上後藤包に再包封（「包改」）した。そしてその際に後藤が不良として除外したものについては市中でも一般受容性を喪失したことが窺われる。「慶長金ノ儀、上納金御包ノ節御撰出シ候分ハ、世上ニテ通用成兼候様心得、請取兼候間・・・」[17, p. 102]。

八. 改鋳金・銀貨あるいは瑕金等の流通の促進

元禄期以降、それまでとは反対に幕府は改鋳によって品位を落とした金・銀貨や、瑕つき、あるいは軽量化した金・銀貨の流通促進を図るようになった。その理由は商品経済の発達とともに貨幣流通量に配慮する必要が生じたことと共に、武士階級が米（すなわち領地）以上に、あるいは少なくとも同等程度に貨幣保有によって端的に示される「富裕」や収益を上回る貨幣消費を招来する「奢侈」への関心を高めていったことにあった。貨幣政策が幕政の中心的な課題のひとつとなつた。つまり、元禄期以降の、

①全国的な金・銀貨不足（諸鉱山からの金銀産出量の激減、商品経済の拡大に伴う貨幣需要の増大、对中国交易における絹・砂糖等の輸入対価として、銀が求められたこと等が原因）

②幕府財政の窮乏化

が新たな貨幣政策のニーズを高めたのである。

幕府が元禄8(1695)年、初めて貨幣改鋳を実施し貨幣量を増大させたのは、②のニーズに基づく出目の獲得を目的としたものだった。この貨幣増鋳によって市中物価は騰貴し、一部商人は投機によって蓄財した。

2度目の改鋳は、元禄・宝永年間の一連の金・銀貨改鋳後3年後のことである。元禄改鋳を推進した勘定奉行荻原重秀は罷免され、新井白石が新たに幼少の将軍の補佐役に就いた。白石の「中国思想に基づく神秘的な貴金觀念を支柱」

[5、p.132]とした正徳・享保の改鋸によって、貨幣品位は高められた（正徳・享保金銀）。しかしこの改鋸の結果、貨幣流通量は激減し、米価は低落、米収入に依存する農民や武士は甚大な被害を被った。

元文期（1736年）の貨幣改鋸は、前記①の問題の解決のため、必要貨幣量を確保することを目的に実施されたものである。元文金銀の品位低下は貨幣量を実体経済に合わせて増やす意味で必要であり、元文の貨幣改鋸は貨幣政策として評価できる最初の改鋸であった（前記②が目的でなかったことは、改鋸差益の大部分を民間に還元したこと<旧金1に対し新金1.65の割合で引替え>で明らかである）。以後約80年間、物価は比較的安定した時代が続いた。

幕府は、元禄金銀をそれぞれ後藤包・常是包に包封して流通させた。慶長金銀と元禄金銀を比較すると、貨幣品位は大幅に異なっているが重量は同じで、包封の状態では区別がつかなかった。幕府は慶長金銀を吸上げ、額面上等価で元禄金銀を通用させた。後藤包・常是包として包封されている以上、中身が慶長金銀でも元禄金銀でも区別されることなく額面通り、金百両なら金百両として通用した。もちろん元禄金銀の包が市中に出回って必要上包封が解かれると、元禄金銀の貨幣品位は判明する。金・銀の改鋸に時間的なズレがあったことから（金の改鋸が先行）、金銀相場はその時点において劣位（金貨）の方が安くなった。裸金銀では元禄金銀は劣位を露呈するが、それが包金銀である限りにおいて問題なく額面通り通用した。

包金銀は更に破損・摩滅した金・銀貨を信用力のある後藤包・常是包・両替屋包に包封することで流通させることにも機能した。但しこれら金・銀貨は往々にして地方・中小両替商が受け取りを拒否するなど一般受容性に問題があつたため、幕府の金銀通用に関する制令が必要であった。18世紀初以降の幕府制令の中には経済発展に伴う正貨不足を補うことを目的に、それまでは排除していた金・銀貨を包封し、敢えて通用させようという意図に基づいたものが多い。以下の概要を列挙すると、

①宝永2（1705）年

切環を生じた小判は通用させる。両替商は切れ小判の交換に際して引替代金を取ってはならない。但し折れ曲がってしまった小判については後藤^{（後藤35）}が代金を徴収して差し替える。

②享保6（1721）年

小判の3分までの切瑕1か所、軽目（規定より軽量になった分）3厘までのものは通用させる。一分金も瑕の微小なものは通用させる。^(注36)

③享保8（1723）年

小判軽目3厘までのものは従来通り通用、加えて切瑕は大小を問わずに通用させる。^(注37)

④享保11（1726）年

享保8年の触書の主旨を全国に徹底させる。^(注38)

⑤延享2（1745）年

小判、一分金とも切瑕は大小を問わず切り離れるまで通用させ、小判は軽目4厘までのものは通用させる。^(注39)

⑥寛延3（1750）年

小判、一分金とも切り離れてしまうとやはり不便なため、小判の切瑕は5分まで、軽目4厘までのものは通用させる。但し形状が変形したり穴を開いたり瑕が多い場合には金座へ提出し、鑄造し直すこと。^(注40)

・・・なお後藤の過度の鑑定によって⑤、⑥の制令が遵守されない場合があったため、幕府から後藤に制令遵守方が命じられた。^(注41)

⑦寛政元（1789）年

丁銀のうち、折銀・割銀・焼銀が6～7分までのものは通用させる。^(注42)

この時期には、金・銀貨鑑定作業に厳格な後藤や常是に対し、幕府は臨機応変な鑑定態度を望むようになっていた。また江戸・本両替は貨幣の流通促進を目的に、許可を得てあるいは命じられて新旧貨幣や切れ金を混在させて仲間包に包封することが多かった。事例を挙げると、①延宝3（1675）年、金百両中3分までの切金30両を混交、②天和3（1683）年、金百両中切金70両を混交、③享保12（1727）年、金百両中慶長小判20両、享保小判80両を混交、④安永年間（1770年代）、江戸・大坂の為替金百両中明和南鎌二朱判25両、元文小判75両を混交、等がある [17, pp. 9, 12, 195]。

(注35) 「御蔵金並ニ世間通用ノ金共ニ切有之、小判至今迄、両替屋共方ニテ分銀取候由、向後ハ切有之小判ニても遣方障不申候間、小判の分銀取申間鋪候。但小判折候て、遣方滯可申分ハ、後藤方江差越、分銀ヲ出シ、無瑕金ト引替可申候。両替屋其外商人方ニテ分銀取候儀、可為停

止候」 [17, p. 64]。

- (注36) 「慶長古金之内、きれ金、又は金目軽く成候も有之、通用差支候由に候間、向後ハ小判の内、三分迄之きれ一ヶ所、金目三厘迄軽き分、並一分判も少々之疵目軽く候共、無滞通用可仕候、右之分ハ上納金にも、後藤方にて包申答候・・・」 [7, p. 333]。
- (注37) 「・・・自今切レ疵大小に無構致通用、金目之儀ハ、只今迄之通、三厘以上軽き分ハ、直シ金に仕べし・・・」 [7, p. 334]。
- (注38) 「疵金軽目金通用之儀、去る丑年卯年兩度相触候所、今以通用相滞候由相聞え、自今弥無滞可致取引旨、諸国両替屋共江も、此旨支配支配より急度申渡・・・」 [7, p. 334]。
- (注39) 「・・・自今小判一分判共ニ、切レ疵へげ疵大小無構、切れはなれ候迄、可致通用候、軽目金之儀は、小判者四厘迄、軽キ分致通用、一分判も右分量を以、軽分疵金共、無滞可致通用候・・・」 [7, p. 334]。
- (注40) 「・・・大切レ金、多分世上ニ流布いたし、右体之切レ金請取候而、切離候得者、請取候者難儀之筋ニ候、依之自今小判者、五分迄之切レ金、並軽目ハ四厘迄、無滞可致通用候、但五分以上之切金ハ勿論、五分以下之疵金共ニ、軽目ハ四厘内ニ而も、形かけそこね、穴明キ候歟、又者疵数ヶ所有之類者、金座江差出、定法之通ニ而、直させ可申候・・・」 [7, p. 335]。
- (注41) 「延享二丑寛延三卯年相触、上納金の儀も五分迄の切金、四厘迄の軽目は包方致候儀ニ有之候処、近年後藤庄三郎方ニて上納包の節、少々の瑕も彼是申候ニ付、武家並在町共取遣滞候趣相聞候、仍之上納金包方の儀、弥前々の通相心得、世上通用可成分は、無差支包方可致旨、庄三郎江申渡候・・・」 [17, p. 330]。
- (注42) 「折銀割銀焼銀之儀、是迄上納銀包方之節、常是ニ而、少々之折割焼ニても相省き、包方不致候得共、以来ハ鎔銀ハ勿論、六七分迄之折割銀並焼銀ハ、極印一向ニ不分分ハ格別、一ヶ所ニ而も極印相分り候分ハ、無構上納銀ニ改包可致旨、此度被仰出候間、其段相心得、世上通用無差滞、武家町家共取引可至候・・・」 [7, p. 190]。

(4) 大坂市場への「金建信用通貨」の供給

大坂・本両替仲間が包封した仲間包の中に「通用金」と称する特殊な形態のものがあった。これは、形態は概ね正規の小判百両包に倣うものの、包の中身は銅であった。大坂においては銀目手形がほとんど正貨に兌換されることなく信用通貨として流通しており、商取引における正貨のニーズは限定されたものであった。すなわち秤量銀貨は、貨幣量の減少を主因として、特に計数銀貨が発行された18世紀後半以降、商取引に利用されることは殆どなくなった。銀目手形は秤量銀貨の裏付けなしに通用

したのであるが、貨幣が必要な場合には金貨、あるいは金位の計数銀貨がその時々の金銀相場に応じて手形と交換された（加えて商取引にも一部金貨需要はあった^{〔注43〕}）。大坂における金貨の総需要はかなりのものに上ったが、必要量の正貨を確保することが困難であったこと、銀目手形によって信用通貨での取引に習熟していたこと等から金貨は支払準備として有し、との多くの域内取引は信用通貨である「通用金」を活用したと考えられる。

通用金についての記事は現在1点しかみいだせない。簡単な記事であるが以下全文掲げる。

「大坂富豪の者通用金の事／大坂富豪の町人、奢侈年々甚敷に付て、宝暦十二年（筆者註：1762年）の秋、分限に応じ用金を命ぜられ、其外戱敷穿鑿ありて、種々の禁を立られ、是より大坂衰微の初と成たりといへり、夫までは大坂富豪の者、仲間通用の金と云ものをこしらへ融通せしが、是も同時に制止ありけり、此仲間禁止たるは、殊の外大坂のさし支に成たることとぞ、此通用金といふは、大坂にて為替金の仲間、又大名仕送りを取扱ふ者ども（筆者註：大坂十人両替をはじめとする本両替仲間のこと）、百両包を拵へ、上封に銘々名判を連書し、包たる内は銅を小判の形にこしらへ、重さも百両の斤目にひとしく調置て、急に金子入用の時は、真の小判に交ぜ遣ひし故、巨万の金も即時に弁ずる事にて、甚融通宜しかりきと、若右百両他国へ遣す時は、上封の名判ある方へ持行ば、其儘真金に引換らるるゆゑ、数万金の融通差支ふことなし、全体銀札（筆者註：通常、江戸期において「銀札」とは諸藩が発行した銀目建の藩札のことを言うが、ここでは銀目手形のことか）を遣ふ様なるものにて、夫よりは猶たしかなるもの也、大坂の通用は過半此封金にて自由したるを制止ありしより、奢侈の徒も一時に困窮に及びしとぞ」通用金は、表面価値と実質価値が大きく乖離しており、一般の包金銀以上に信用通貨としての色彩が強いものと考えることができる〔7、pp. 422～423〕。

（注43） 作道〔1970〕は「関東の金目・関西の銀目というように、まったくシェマティッシュに截然とわけてしまうことは、現実の問題として困難な問題があり、関東にも銀建の風習があり、関西にも金建の慣行が認められる。したがって、金目・銀目の問題は、関東では主たる貨幣が金、従たる貨幣が銀であり、関西では主貨幣が銀、従貨幣が金であったと見るべきであろう」〔6、p.250〕としている。

（5）儀礼的意味合い

金・銀貨が日常的に用いられるようになったのは、戦国時代（15世紀後半～16

世紀後半の約1世紀)からであるが、この時期に交換手段として使用されていたのは主として永楽通宝を中心とする中国からの渡来錢及びその補助貨幣的な機能を果たしていた私鑄錢(鎔錢)であり、金・銀貨は大名から家臣に対する恩賞等に使用されることが多かった。このような儀礼的な金銀の使用は織豊政権期にも継続された。秀吉が、帰順した諸大名に対して行った金銀大盤振る舞いのパフォーマンスは、歴史上有名なエピソードである。金銀は富裕と権威の象徴であり豊臣政権下の天正年間(1580~90年代)には儀礼用貨幣として大型金貨(天正大判)が鋳造された(秀吉が金貨の幣制整備に着手していたこと、大名領国の中には金銀を貨幣として使用していたことは看過できない。その中には甲州・武田氏のように整備された金貨幣体系を構築していたケースもあった)。

徳川時代になると儀礼用の貨幣は大判座が鋳造する大判に定型化された。使用目的が儀式、奉納・献上、恩賞等に限定されていたため、江戸期を通じて発行量は少なかった。^(注44) しかも儀礼用という性格上、大判を受領した者が退蔵し市中に流通することが少なかった。包金銀は大判の代替機能があった。例えば江戸では婚礼の持参金として(もちろん資産家の場合だろうが)しばしば包金が用いられていたことが、当時の川柳から窺われる。^(注45) なお包銀にも儀礼用の枚包のあることは第1章で述べた通りである。

(注44) 大判は江戸期を通じ、慶長・元禄・享保・天保・万延の計5種類鋳造された。

(注45) 「封切ると小判百両のびをする」という川柳がある。両替屋包を嫁の嫁ぎ先に持参金として持ち込む。嫁家が封印を切ると、もう金も嫁もつき返される心配はない、ほっと一安心といった意味である。

以上

[参考文献]

- [1] 遠藤佐々喜 「社会経済史学・第9巻第8号」『江戸時代貨幣制度に於ける銀問題の研究』 1939年
- [2] 大蔵省 「大日本貨幣史・第1巻・三貨部」 歴史図書社 1969年
- [3] —— 「————・第7巻・為替部」 —— ——
- [4] 後藤露 「徳川政権をあやつった陰の豪商」 山手書房 1984年
- [5] 作道洋太郎 「貨幣太平記」 ミリオン・ブックス 1960年
- [6] —— 「大日本貨幣史・別巻」 歴史図書社 1970年
- [7] 神宮司庁 「古事類苑・泉貨部」 1899年
- [8] 瀧本誠一 「日本経済大典・第9巻・政談」 史誌出版社 1928年
- [9] —— 「————・第39巻・三貨図彙」 啓明社 1929年
- [10] 田谷博吉 「近世銀座の研究」 吉川弘文館 1963年
- [11] 日本銀行調査局 「日本金融史資料・明治大正編・第3巻」 1957年
- [12] —— 「図録日本の貨幣・第1巻」 東洋経済新報 1972年
- [13] 「日本史用語大辞典・用語編」 柏書房 1978年
- [14] 日本橋区役所 「日本橋区史・上巻」 1937年、
- [15] 富士銀行 「富士銀行百年史」 1982年
- [16] 松好貞夫 「日本両替金融史論」 文藝春秋 1932年
- [17] 三井高維編(竹原店久兵衛原修 1845年) 「両替年代記・原編」 岩波書店 1932年
- [18] —— 「両替年代記・関鍵・巻1・資料編」 —— 1932年
- [19] —— 「両替年代記・関鍵・巻2・考証編」 —— 1933年
- [20] 三井文庫 「三井事業史・資料編1」 三井文庫 1973年

日本銀行金融研究所 Discussion Paper J-Series

<u>番号</u>	<u>著者</u>	<u>題名</u>	<u>年月</u>
96-J-1	山口健次郎	江戸期銀目手形について	96/3
96-J-2	木村 武	季節調整について	96/3
96-J-3	山口健次郎	江戸期包金銀について	96/3

IMES Discussion Paper E-Series

<u>Number</u>	<u>Author(s)</u>	<u>Title</u>	<u>Date</u>
96-E-1	Shinji Nishida	The "Domino Effect of Defaults" and Its Implications for Regulatory Actions	96/1
96-E-2	Atsutoshi Mori Makoto Ohsawa Tokiko Shimizu	A Framework for More Effective Stress Testing	96/1
96-E-3	Shumpei Okada Eiji Harada Fumihiro Tsunoda	Integration of Credit Risk with Market Risk in Asset Liability Management	96/1
96-E-4	Tokiko Shimizu Tsukasa Yamashita	Dynamic Micro and Macro Stress Simulation	96/1
96-E-5	Toshiaki Watanabe	Intraday Price Volatility and Trading Volume: A Case of the Japanese Government Bond Futures	96/1
96-E-6	Hiroshi Fujiki Casey B. Mulligan	Production, Financial Sophistication, and the Demand for Money by Households and Firms	96/1
96-E-7	Hiroshi Fujiki Casey B. Mulligan	A Structural Analysis of Money Demand: Cross-Sectional Evidence from Japan	96/1
96-E-8	Atsutoshi Mori Makoto Ohsawa Tokiko Shimizu	Calculation of Value at Risk and Risk/Return Simulation	96/1
96-E-9	Yutaka Soejima	The Long-Run Relationship between Real GDP, Money Supply, and Price Level: Reexamination of Cointegration Test	96/1
96-E-10	Naohiko Baba	Empirical Studies on the Recent Decline in Bank Lending Growth: Approach Based on Asymmetric Information	96/2
96-E-11	Allan H. Meltzer	On Making Monetary Policy More Effective Domestically and Internationally	96/3
96-E-12	John B. Taylor	Policy Rules as a Means to a More Effective Monetary Policy	96/3
96-E-13	David Laidler	Inflation Control and Monetary Policy Rules	96/3
96-E-14	Benjamin Friedman	The Rise and Fall of Money Growth Targets as Guidelines for U.S. Monetary Policy	96/3
96-E-15	Mansfred Neumann	Monetary Targeting in Germany	96/3
96-E-16	Kazuo Ueda	Japanese Monetary Policy, Rules or Discretion? Part II	96/3
96-E-17	Clive Briault Andrew Haldane Mervyn King	Independence and Accountability	96/3
96-E-18	Franco Bruni	Central Bank Independence in the European Union	96/3

Please forward requests for copies to: Research Division 1, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan, C.P.O. Box 203, Tokyo 100-91, Japan. FAX: +81-3-3277-1473. e-mail: post@imes.boj.go.jp

IMES Discussion Paper E-Series

<u>Number</u>	<u>Author(s)</u>	<u>Title</u>	<u>Date</u>
96-E-19	Kunio Okina	The Policy Objectives and the Optimal Institutional Framework of a Central Bank	96/3
96-E-20	Tommaso Padoa-Schioppa	Styles of Monetary Management	96/3

Please forward requests for copies to: Research Division 1, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan, C.P.O. Box 203, Tokyo 100-91, Japan. FAX: +81-3-3277-1473. e-mail: post@imes.boj.go.jp